募集要領等に関する回答書

令和6年6月7日福島県雇用労政課長

業務名	採用力アップセミナー開催業務

資料該当箇所	質問事項	回答事項
仕様書 9 (3)	・福島県内企業の集客を目的に、集客やイベントの運用サポートを再委託することは可能か。	・あらかじめ承諾を得れば、再委託することは可能です(委託契約書第4条第2項)
募集要領 9(1)	・プレゼンテーション審査会への出席の際、弊社(1名)と他社(1名)、計2名での参加は可能か。	・可能です。